

報道関係者 各位

平成29年3月27日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田良則

専門監督官 貝田直也

電話 018-862-6682

## 旅館業に対する監督指導の結果について ～ 平成26～28年度の3か年の取組結果 ～

秋田労働局(局長 松本安彦)では、平成26年度から平成28年度までの旅館業に対する取組結果を取りまとめましたので、公表します。

県内の旅館業は、東日本大震災以降の低迷や、施設の老朽化、冬場の宿泊客の減少により季節的繁閑が大きいなど、他の業種と比べると一般労働条件の確保に懸念があったことから、秋田労働局及び県内の労働基準監督署では、平成26年度から平成28年度の3か年にわたって旅館業に対する指導を行ってきました。

本件は、その取組結果をまとめたものです。

### (1)概要

平成26年度に実施した県内旅館業(191事業場)への自主点検では、36協定未届など労働時間にかかるものが16事業場、年次有給休暇を与えていないなど年次有給休暇にかかるものが16事業場と問題が認められたことから、監督指導を行ってきた。この監督指導の結果、労働基準法等の違反は92.3%(26事業場中24事業場が違反)と非常に高い結果となった。

特に、違反が多かったのが、時間外労働の割増賃金未払いや雇い入れの際の雇入通知書の未交付でともに13事業場と5割を占めた。

### (2)自主点検(平成26年度)と文書指導(平成27年度): 101事業場(文書指導)

#### ① 自主点検の実施

※秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合等との連携

#### ア 回答

提出 161事業場 / 対象 191事業場(提出率 84.3%)

イ 自主点検の結果、法令違反等の疑いのある事業場に対する文書指導 101事業場

#### ② 自主点検結果を踏まえた文書指導内容

ア 時間外・休日労働に関する指導(36協定届なし等) 16事業場

イ 年次有給休暇に関する指導(年休なし等) 16事業場

ウ 就業規則に関する指導(届出なし等) 13事業場

### (3)監督指導の実施事業場(平成27～28年度): 26事業場(監督指導)

#### ①労働基準法等違反事業場

24事業場(全体の92.3%)

#### ②主な違反(※重複違反あり。)

ア 時間外・休日の割増賃金(労基法第37条)違反 13事業場(50.0%)

イ 労働条件の明示(労基法第15条)違反 13事業場(50.0%)

ウ 労働時間(労基法第32条)違反 10事業場(38.5%)

### ③指導結果

旅館業では、時間外・休日労働の割増賃金未払、労働条件の明示違反など労働条件の基本部分で問題が多いことが判明した。

割増賃金は、労働時間の管理に問題がある場合があり、特に、平成29年1月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が新たに策定され、自己申告制による労働時間とした時間と、実際に勤務した労働時間との差が大きい場合は、使用者がその実態調査を行うことなどが示されている。旅館業においても、このような適正な労働時間の管理などが求められる。

また、その他の法違反も多く認められた。

### (4)労働局の取組

上記(3)に記載したとおり、問題が大きいと判断される事業場に対しては、監督指導を実施し改善を図ったところであるが、一般労働条件の確保としては、難しい業界であることから、秋田労働局や県内労働基準監督署では、旅館業に対して、引き続き必要な監督指導等を行い、労働条件に係る指導を行っていくこととしている。

#### ※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(別添)

##### ガイドラインのポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること
  - 労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
  - 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
  - 自己申告制で労働時間を把握する場合、自己申告制により把握した時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を図ること
- など